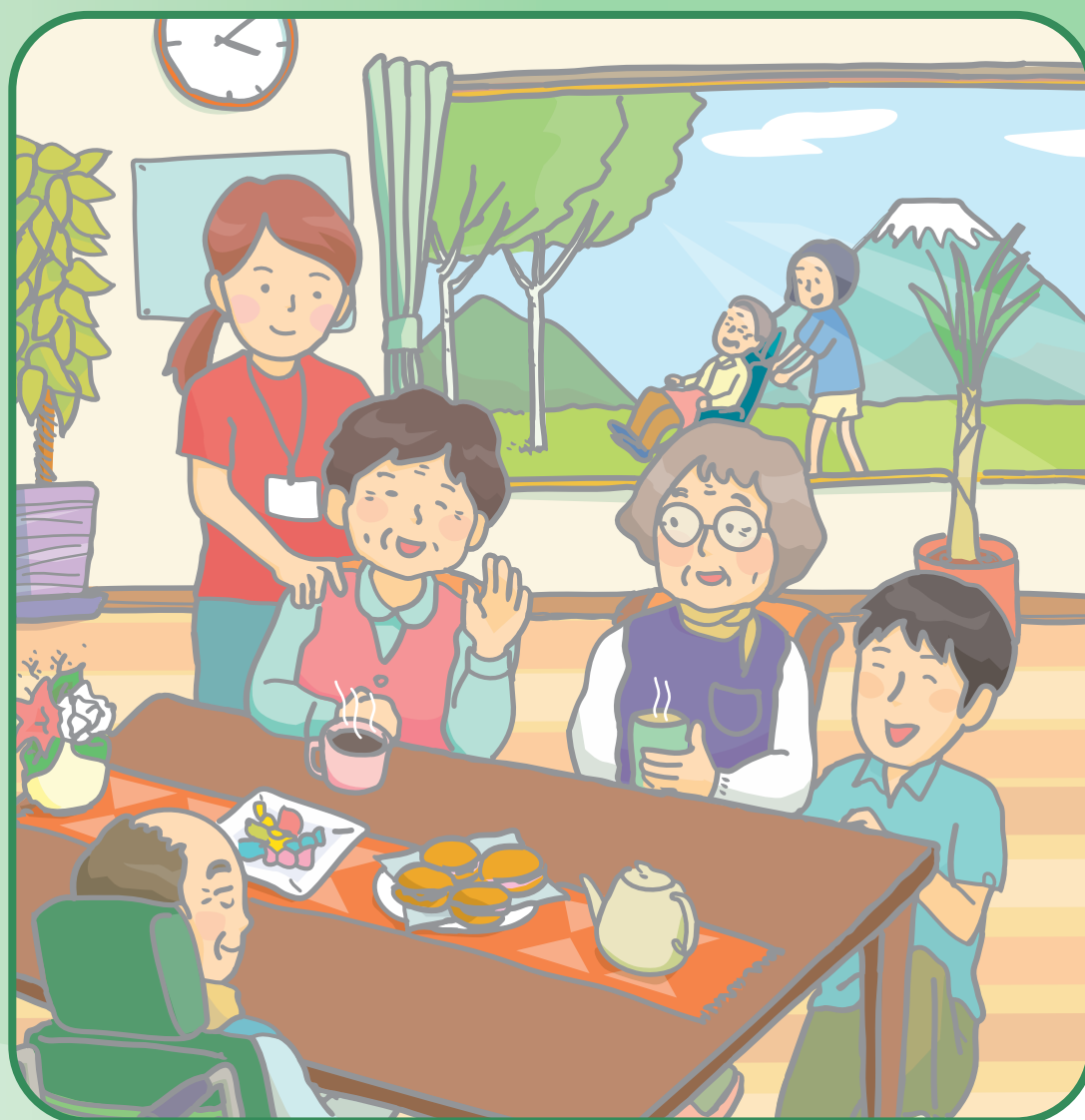


行政版



- ◆ 特別養護老人ホームの建設について
- ◆ 平成 24 年第2回定例議会の結果について
- ◆ 『児童手当』などの申請はお済みですか？
- ◆ 税金の納期限のお知らせ



『児童手当』などの申請はお済みですか？

■担当：住民課 住民係（IP 33-5008）・社会福祉係（IP 33-5007）

児童を養育している方に対して、児童手当などの各種手当が支給される制度があります。下記に該当する方は申請が必要ですので、未申請の方は担当係までお問い合わせ下さい。



手当の名称	支給対象児童	手当月額	所得制限	担当係名
児 童 手 当	中学校修了前（0歳から15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童	・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・特例給付（年齢問わず）一律 5,000円	扶養人数に応じて限度額が設けられています。限度額以上の受給者には、『特例給付』として手当が支払われます。	住 民 係
児 童 扶 養 手 当	離婚などの理由により、ひとり親となった18歳未満の児童 ※施設入所児童および公的年金受給者（保護者または児童）を除く	・1人の場合 41,430円 ・2人の場合 46,430円 ※3人目以降は1人につき3,000円加算されます。 ※受給者等の所得により支給額が減額される場合があります。	受給者（保護者等）の状況により限度額が異なります。	社会福祉係
特別児童扶養手当	20歳未満で身体または精神に重度もしくは中度以上の障害がある児童 ※施設入所児童および公的年金受給児童を除く	・1級 50,400円 ・2級 33,570円	受給者（保護者等）の状況により限度額が異なります。	

税金の納期限のお知らせ

■担当：住民課税務室徴収係（IP33-5011）

税 目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
町 道 民 税	7月2日	8月31日	10月31日	12月20日	***	***	***	***
固 定 資 産 税	5月31日	7月31日	10月1日	11月30日	***	***	***	***
軽 自 動 車 税	5月31日	***	***	***	***	***	***	***
国民健康保険税	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日
後期高齢者医療保険料	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	12月20日	***	***

■納税には口座振替がおすすめです。■

税金の納税は、便利な「口座振替」をご利用ください。

口座振替を利用されますと役場や金融機関へ出向く必要もなく納め忘れもありません。また、一度手続きをされると自動的に毎年継続となります。

口座振替ができる金融機関は、北海信用金庫喜茂別支店、喜茂別郵便局で、振替手続きは各金融機関でお願いします。

人口	
人口と世帯 (5月末現在)	男 1,198人 (-1人) 女 1,184人 (-1人)
()は前月比	合計 2,382人 (-2人)
	世帯数 1,234戸 (-2戸)

平成24年第2回定例議会の結果について

平成24年6月19日に行われた第2回定例議会から、以下の3点について掲載します。

● 平成 23 年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告（担当：教育委員会）

平成19年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会の役割や体制の充実を図るため、教育委員会の事務管理及び執行状況について、毎年、点検・評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

本町としては、今回の議会に平成23年度の報告書を提出し、点検・評価事項である、①教育委員会議の開催状況・教育委員の研修状況など教育委員会の体制に関すること ②教育施策の執行状況に関すること ③各社会教育事業に関する事業評価について報告しました。

なお、本報告書については、町ホームページに掲載しております。



■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律とは ■

教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めたもの。第27条において、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について定められている。

● 喜茂別町情報公開条例の一部改正について（担当：総務課総務係）

平成11年度に制定された「喜茂別町情報公開条例」については、周辺町村と比較しても早期に制定されましたが、その後他町村が制定したものと比較すると、公開を請求できる範囲が町民等に限定している本町に対し、他町村の多くが「何人も公開を請求できる」としてあり、より広く情報公開が進められる規定となっています。

本町としても本条例の目的である「公正で開かれた町政の発展を推進」するため「何人も、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる」よう改正し、開示請求者の範囲を拡大しました。



● 喜茂別町暴力団排除に関する条例の制定について（担当：総務課企画室企画係）

北海道では暴力団が住民の生活や事業活動などに脅威を与えている現状があることから、暴力団を排除し、住民の安全な生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目的として、平成 23 年4月に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」を施行しました。

しかし、道条例で定義されていない町や町民などに関することを補完するために「喜茂別町暴力団排除に関する条例」を制定し、10月1日から施行します。

今後は、道条例と連携して、町民が住みよい安全・安心な社会の実現を目指します。



特別養護老人ホームの建設について

■担当：健康推進課（IP31-2944）

本年度、「社会福祉法人溪仁会」が旧喜茂別中学校グラウンド跡地に建設する特別養護老人ホームの整備概要をお知らせします。

溪仁会は、本施設を法人の経営方針に基づき、『その人がその人らしく』といった『地域でのこれまでの普通の生活を継続していく』ことを目的とした完全個室のユニットケアによる運営により、入居者ひとり一人の暮らしを支え、ひとり一人の意思・人格及び主体性を尊重した生活を支援すべく計画立案した。」と位置づけています。

また、施設の主な特徴としては、各ユニット生活共同生活室より、羊蹄山を一望できる施設配置、豊かな自然景観と周囲環境との調和に配慮した外観、さらには、地中熱を活用した設備計画、外断熱工法によるエネルギーの低減を図ることとしております。

■ 整備概要 ■

- ・ 計画敷地：虻田郡喜茂別町字伏見 272 番 1 の内
（旧喜茂別中学校グラウンドの一部）
- ・ 建物名称：（仮称）溪仁会喜茂別ケアセンター
- ・ 構造規模：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積4, 643㎡
- ・ 定 員：80名（全室個室：1ユニット10室 ×8ユニット）
- ・ 工事期間：平成24年7月中旬～平成25年3月末



溪仁会では、平成25年6月に本施設を開設することとしており、今年度から開設準備を進め、施設で働く職員を募集する予定です。

町民の方で、本施設で働く意欲のある方、福祉の資格を有する方は、応募について、ご検討いただくとともに、役場健康推進課までご連絡下さい。



【（仮称）溪仁会喜茂別ケアセンター完成イメージ図】